

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当特例給付支給事由消滅処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、児童手当法（以下「法」という。）に基づき、令和4年9月22日付けの児童手当・特例給付支給事由消滅通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った児童手当特例給付支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分は違法又は不当であると主張している。

児童手当・特例給付の支給事由消滅の理由について、処分庁は「所得上限限度超過のため」としているが、保護者の所得のみを理由とした本件処分は、その扶養する児童の権利を不当に差別するものであり、法の下での平等を保障した日本国憲法第14条の趣旨に反すると考える。

そもそも所得格差の縮小は、所得税の累進課税を強化する等の政策によって図られるべきであり、児童手当・特例給付の支給に所得制限を設けることによって行うべきではない。まして、扶養される児童はその保護者の所得の変化に対して何ら責任を負っていない。なお請求人は、仮に自身の所得税の負担が増えたとしても不服はない。

さらに、政府は社会全体で子育てを支えるとの立場をとっており、そのための費用は、児童を扶養しない世帯も含めた社会全体で負担すべきで、所得制限はこれに反する仕組みである。例えば、子ども医療費助成のように所得制限を設けていない自治体の施策は、児童を扶養していない住民も含め、所得に応じた公平な負担によって実現しているところで

ある。

政府の年少扶養親族に対する扶養控除を廃止し、所得制限だけを復活させる政策は合理性を欠き、所得再分配の実現が出来ない矛盾を内包しており、子育て施策に対する請求人ひとりの問題ではなく、日本社会全体の問題として投げかけるため、本件審査請求を行っている。

口頭意見陳述で述べたとおり、法は、高所得者の家庭は児童手当でサポートする必要はないと考えているが、所得が高いからといって、生活が安定しているとはいえない。自分の子供には全く関係ない要因で児童手当が削減され、なくされようとしている。所得制限は、子どもや保護者同士の分断を生みかねない。3次元の当たり前の政策の中で、子供を差別することなく、所得制限を設けることなく、どの子供に対しても平等に児童手当を支給していただきたい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和5年12月27日	諮問
令和6年 2月13日	審議（第86回第4部会）
令和6年 3月12日	審議（第87回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 児童手当の受給資格

法4条1項1号は、児童手当は、同号イ又はロに掲げる児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものに支給すると支給要件を定めるが、法5条1項は、法4条1項に該当する者の前年の所得が一定の額以上であるときは支

給しないとしている。法5条1項の所得の範囲及びその額の計算方法は、同条2項により政令で定められる。

(2) 特例給付の受給資格

法附則2条1項は、当分の間、法4条に規定する要件に該当する者（法5条1項の規定により児童手当が支給されない者であって、その者の前年又は前々年の所得が、当該者の扶養親族等（法5条1項に規定するもの。以下単に「扶養親族等」という。）及び当該者の扶養親族等でない児童で当該者が当該年の12月31日において生計を維持したもの（以下単に「児童」という。）の有無及び数に応じて、政令で定める額未満であるものに限る。）に対し、市町村（特別区を含む。）は所定の給付（特例給付）を行う旨を定める。特例給付を支給する者に係る所得上限額（法附則2条1項の括弧書きの部分）は、法改正により令和4年6月1日から新たに設けられた。

また、法附則2条3項は、同条1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法等は、政令で定めるとする。

(3) 特例給付に係る所得の額、範囲及び計算方法

上記(2)の法附則2条1項に規定する政令で定める額について、児童手当法施行令（以下「法施行令」という。）7条は、扶養親族等及び児童がないときは858万円とし、扶養親族等又は児童があるときは858万円に当該扶養親族等又は児童1人につき38万円を加算した額とするとしている。

また、法施行令8条は、法施行令2条の規定は法附則2条1項に規定する所得の範囲について、法施行令3条の規定は同項に規定する所得の額の計算方法について、それぞれ準用するとしている。

以下、法施行令2条及び3条について記す。

ア 法施行令2条（法5条1項に規定する所得の範囲）

法施行令2条は、法5条1項に規定する所得は、地方税法5条2項1号に掲げる市町村民税（特別区が同法1条2項の規定によって課する同法5条2項1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とするとしている。

イ 法施行令3条（法5条1項に規定する所得の額の計算方法）

法施行令3条1項は、法5条1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る

地方税法 313 条 1 項に規定する総所得金額（給与所得又は公的年金等に係る所得を有する場合には 10 万円を控除して得た金額）等の額の合計額から 8 万円を控除した額とするとしている。

(4) 現況の届出

児童手当法施行規則（以下「法施行規則」という。）4 条 1 項は、児童手当の受給者は、毎年 6 月 1 日から同月 30 日までの間に、その年の 6 月 1 日における状況を記載した届出書（児童手当・特例給付現況届）を市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に提出しなければならないとするが、同条 3 項の規定により、令和 4 年 6 月 1 日から、市町村長は、同条 1 項の規定に基づき届け出られるべき書類の内容を公簿等によって確認することができるときは、当該届出を省略させることができることとされた。

法施行規則 15 条により、法施行規則 4 条 1 項から 3 項までの規定は、特例給付について準用される。

(5) 職権に基づく支給事由消滅の処理

ア 「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成 27 年 12 月 18 日付府子本第 430 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知別添の「児童手当市町村事務処理ガイドライン」（令和 3 年 9 月 1 日付府子本第 884 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知による改正後のもの）22 条 1 項は、受給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等によって児童手当等の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて支給事由消滅についての処理をすることができるとし、その職権に基づく処理を行うことができる場合として、同項 7 号で、法 5 条 1 項の所得の額が、児童手当の所得制限限度額（法附則 2 条 1 項の給付の所得上限額を含む。）を超過した場合を挙げる。

「児童手当 Q & A 集」（平成 25 年 9 月 30 日厚生労働省児童手当管理室作成。令和 4 年 7 月 19 日改正）問 2-27 では、6 月の現況届の審査で所得上限限度額以上となった者の支給事由の消滅日は 5 月 31 日になるかとの問いに対して、見込みのとおりであると回答している。

当該ガイドラインは、地方自治法 245 条の 4 に規定する技術的な助言であり、法の解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

イ 法施行規則 10 条は、市町村長は、児童手当の受給資格に関する処分を行ったときは、文書で、その内容を児童手当の受給者に通知しなければならないとしている。

法施行規則 15 条により、法施行規則 10 条の規定は、特例給付について準用される。

2 本件処分についての検討

令和 4 年 6 月 1 日施行の法令等の改正により、同年 6 月分（同年 10 月支給分）から、特例給付を支給する者について所得上限額が設けられることになった。

処分庁が、請求人の令和 4 年 6 月 1 日時点の現況について、法施行規則 4 条 3 項の規定に基づき公簿等によって確認したところ、請求人の令和 3 年中の所得額は 11,697,031 円（法定控除後）、扶養人数は 2 人であったことが認められる。

特例給付に係る所得上限額は、扶養人数が 2 人である請求人の場合、9,340,000 円とされているところ（上記 1・(3)参照）、処分庁が確認した請求人の前年の所得は、この所得上限額以上であった（児童手当に係る請求人の所得制限限度額 6,980,000 円以上でもある）。

さらに、6 月の現況届（ただし、公簿等で確認できるときは、現況届は省略できる。）の審査で所得上限限度額以上となった者の支給事由の消滅日は 5 月 31 日であるとされ（上記 1・(4)及び(5)・ア）、所得の額が特例給付の所得上限額を超過した場合、公簿等によって児童手当の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて支給事由消滅についての処理をすることができるとされている（同・(5)・ア）。

そうすると、処分庁が、公簿等により、請求人の令和 3 年の所得額が法令に定める所得上限額以上であると確認できたため、職権に基づいて、令和 4 年 6 月分以降の児童手当を受給する資格が消滅したとして（かつ特例給付を支給する対象にはならないものとして）、消滅日を同年 5 月 31 日として、請求人の受給資格を消滅させた本件処分は、上記 1 の法令等の定めに基づいて適正に行われたものであり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第 3 のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

しかし、行政機関である処分庁は、現行の法令を所与のものとした上で、これを誠実に執行すべき立場にある。また、同じく行政機関である

審査庁も、現行の法令を所与のものとした上で、処分が現行の法令に適合したものであるかどうかを判断することをその職分とするものであって、現行の法令に対する不服について審査する立場にはなく、処分が法令に適合していると判断された場合には、これを取り消すことはできない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、大橋真由美、山田攝子